

消費者行政推進事業に関する首長表明

消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展、消費生活におけるグローバル化の進展など大きく変化しており、それに伴い消費者トラブルや消費者被害の内容等も多様化・複雑化しています。

このため、鶴田町では、町民の安全と安心を確保するため平成21年度より町防犯連絡協議会などの関係機関や警察と連携し、リーフレット配布や声がけ運動による周知・啓発活動を行ってきました。

また、平成27年4月より、五所川原市と鶴田町、近隣の4市町（つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、中泊町）が連携して、「五所川原市消費生活センター」を中心とする消費生活相談体制を整備しました。五所川原市消費生活センターは、消費生活に関する広域的な相談窓口であり、専門的な知識、経験等を有する専門相談員により消費者被害の未然防止や消費者トラブルの早期解決等を図るための取組みを行っています。

なお、平成29年度からは町社会福祉協議会などの高齢者を見守る体制に参加している団体と連携して、「鶴田町相談窓口紹介ネットワーク」を構築し、高齢者を中心とした消費者被害等を未然に防止する活動をさらに強化しています。

今後とも、鶴田町民が安全・安心に暮らせる住みよい町づくりを目標とし、関係機関や近隣市町と連携しながら、相談体制及び啓発運動の維持・強化に努めてまいります。

令和6年12月

鶴田町長 相川 正 光

